

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第三十一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第三十二条第六項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十八条」を「第二十条」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十一条の改正規定（「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 第三十一条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）及び第三十二条第六項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- 三 第三十二条第六項の改正規定（「第十八条」を「第二十条」に改める部分に限る。） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日